

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 3 月 31 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500525号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500269号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和48年12月1日から昭和49年10月1日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録では、昭和49年10月1日から同年12月6日までの2か月間しか被保険者期間となっていないが、同社には、前職を退職後すぐに入社しており、厚生年金保険にも昭和48年12月頃に加入した記憶がある。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映されるよう資格取得年月日の記録を昭和48年12月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

同僚の回答及び請求者の主張によると、請求者は、A社における厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和49年10月1日より前から同社のマンション販売に従事していたことがうかがえる一方、請求者が同社に雇用された日付を確認できる資料等は見当たらず、請求者の同社における入社日や在籍期間を特定するまでには至らない。

また、請求期間当時の代表取締役は、既に死亡しているため照会することができず、現在の代表取締役及び請求期間当時の取締役二人に照会を行ったが、請求者に係る人事記録、賃金台帳等を保管していないと回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険料控除の有無及び厚生年金保険の加入の取扱いについて確認することができない。

さらに、請求者が氏名を記憶する上司及び同僚のほか、A社に係る事業所別被保険者名簿により請求期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会を行ったが、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について回答を得ることができなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500822号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500268号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年1月1日から同年11月1日まで

私は、昭和40年1月1日から同年11月1日までB市C町に在ったA社に勤務していたが、国の記録では同社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

A社では、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるので、請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる7人に照会したところ、回答のあった6人全員が、請求期間当時の勤務地について、事業所別被保険者名簿及び商業登記簿謄本に記載されている所在地(D市)でなくB市C町であったと回答しており、請求者の主張と一致している。

また、前述の6人のうちの1人は、請求者のA社における勤務期間の始期は不明であるが、自身が勤務していた昭和40年5月から同年6月末において、請求者が同社に勤務していたことを記憶している旨陳述している。

これらのことから、期間は特定できないものの、請求者が請求期間の一部の期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、平成5年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると同社は同年7月31日に解散している上、事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、前述の6人がA社における同僚として姓を挙げた者12人のうち、3人については同

社に係る事業所別被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。